

十日町市褒賞に係る記念品の公募型コンペティション実施要領
(兼 記念品提案・見積仕様書)

十日町市褒賞に係る記念品の公募型コンペティションに参加を希望する者は、次の内容に従い、参加申込及び提案書等を提出すること。

1 品 名 十日町市褒賞記念品

2 目 的 十日町市褒賞規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 1 号）により、十日町市政の進展、文化の向上、その他市民の福祉の増進のために多大な功労のあった方及び市民の模範となるべき善行をされた方を表彰する際に、表彰状等と合わせて贈呈する記念品を選定するもの。

3 記念品の内容（仕様）

(1) 記念品の条件

次の全ての条件を考慮した記念品とする。

- ①十日町市らしいストーリーのあるもの。
- ②男女ともに長く愛着をもって使用または保管ができるもの。（飲食物を除く）
- ③市褒賞として特別な商品であること。
- ④商品説明書を同封し、1 個ずつ専用の箱に梱包かつのし外装を付けたもの。
- ⑤のし紙に「記念品 十日町市」と記載すること。
- ⑥原則、商品に企業名等は明記しない。

(2) 購入金額（市褒賞規則第 4 条第 2 項による）

1 個 10,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）※納品代等すべての経費を含む。

(3) 購入期間

概ね 3 か年（次年度については、決定業者と随意契約を行う）

(4) 購入予定数

年 25 個程度

※発注数は、毎年 3 月上旬（予定）に開催する褒賞審査会の結果（受賞者数決定後）に基づき、確定する。

(5) 納品期限

毎年 3 月 25 日頃まで

(6) 納品場所

十日町市役所 総務部 企画政策課 秘書係

4 参加条件

- (1) 十日町市内在住の個人及び十日町市内に本社又は営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び第2号各号に該当する行為を過去3年以内に行っていない者であること。
- (2) 市税の未納がないこと。

5 参加手続き

(1) コンペティションへの参加申し込み

①参加申込受付期間

令和3年11月15日(月)9:00 から令和3年12月15日(水)17:00 までに持参又は郵送にて申し込むこと。

※郵送の場合は、上記期間中に届いていることが参加条件となります。

②提出書類（各1部）

- ・参加申込書（様式1）
- ・市の納税証明書（様式第50号の2の内容について、市税務課にて証明を受けたものを提出すること（写し可））

③申込先

十日町市 総務部 企画政策課 秘書係

(2) コンペティション及び記念品の仕様に関する質問の受付

①質問受付期間

令和3年11月15日(月)9:00 から令和3年12月3日(金)17:00 まで

②提出書類

質問書（様式2）

③提出方法

質問書を書面またはFAXで、十日町市 総務部 企画政策課 秘書係へ送信すること。
なお、送信後は確認のため担当事務局まで電話連絡すること。

④回答

令和3年12月10日（金）までに回答を行うとともに、十日町市ホームページにおいて公開する。

⑤その他

受付期間後の質問については、原則回答しない。

(3) 提案書等の提出

①提出物

- ・提案書（1提案につき4部）
商品のコンセプトがわかるもの（書式・体裁は任意）
- ・見積書（1提案につき1部）

1個あたりの金額（税込）を表示すること（※上限額は、3（2）のとおり）

- ・商品サンプル

実物またはそのイメージがわかるもの（必要に応じて写真等を添付すること）

②提案書等受付期間

令和3年12月16日（木）9:00 から令和4年1月19日（水）17:00 までに持参又は郵送にて提出すること。

※郵送の場合は、上記期間中に届いていること。なお、この期間中に提出が無かった場合は、辞退したものとみなす。

③提出先

十日町市 総務部 企画政策課 秘書係

④その他

- ・提案数の上限は、1参加者あたり2案までとする。
- ・参加手続き及び提案書等の提出に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- ・企画、作成を全て外部へ発注することは不可とする。
- ・提出された提案書等は、この選考以外の目的には使用しない。
- ・提出された提案書等は返却しない。ただし、商品サンプルは、選考結果と一緒に返却する。

6 選考方法及び選考結果の通知

(1) 選考方法

- ・提案書等受付期間終了後、提出された提案書等について、3（1）記念品の条件により比較検討を行い、審査のうえ採否を決定する。
- ・選考内容は、全てを非公開とする。

(2) 選考結果の通知

- ・結果は、後日文書で全参加者へ通知する。
- ・電話等による問い合わせには応じない。

7 担当事務局

総務部 企画政策課 秘書係（担当：齊木）

電 話：757-3111（内線201）

F A X：752-4635

E-Mail：t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp